

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：6 国名：コートジボワール 担当：農村開発部
案件名：国産米振興プロジェクト
調査区分：プロジェクト形成（技協）

1 契約予定期間：2014年1月下旬～2018年12月下旬

2 参加要件

海外における農業農村開発に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月4日から2013年12月6日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月4日から2013年12月9日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月20日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 1月上旬
- (5) 契約交渉 : 1月中旬

5 業務の目的

コートジボワールは国土の大部分が熱帯モンスーン気候区に属し、南部の平均降水量1,600～2,200mm、月平均気温25.0～28.3度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業はGDPの27%を占め、労働人口の3分の2が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ・料理用バナナ・トウモロコシと多彩であるが、この中でコメだけが輸入に依存しており、国内需要量190万トン（2011年）の74%にあたる140万トン（2011年）を輸入している。この背景には急速な人口増加及び都市部における消費の著しい増加があると言われており、コメ需要量は1960年と比較すると10倍に増加している。一方で、国内生産量は2011年の生産量は45.6万トンに留まっている。この原因として、政治的な混乱の影響に加えて、優良種子の供給体制や普及サービスが行き届かず、国産米の生産性が低く留まっていること、作付準備金の不足等から耕地が有効利用されず土地利用率が低いこと、収穫後処理における脆弱な設備・技術・マネジメント能力が原因となり、十分な品質・量を市場に提供出来ていない状況にあること等が上げられる。こうした中、経済首都アビジャンをはじめとした大都市において、コメ市場の大部分は輸入米で占められるようになっており、結果として、国産米の生産地から都市部消費地への流通ネットワークも弱体化し、国産米流通の一層の制約要因となっている。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

アビジャン特別自治区、ヤムスクロ特別自治区、ベケ州、ペリエ州

(2) 相手国対象機関

責任機関：農業省（MINAGRI）計画・統計・プロジェクト総局

実施機関：国家稲作開発機構（ONDR）

連携機関：農村開発支援公社（ANADER）、CNRA（農業研究センター）、農業機械化訓練センター（CFMAG）、商業省、民間企業、他ドナー

(3) 業務内容

- 1) ワークプランの提出、協議
- 2) 稲作に関わるステークホルダーの情報収集、対話の促進
- 3) 稲作を推進するための制度構築（クレジットによる肥料、種子の配布制度等）
- 4) 普及員、農家に対する稲作技術研修の実施
- 5) 精米業者/流通業者に対する研修の実施
- 6) 研修後のモニタリングの実施
- 7) モニタリング結果に基づく追加支援策の検討、支援策の実施
- 8) 国産米に関する定期的な購買意識調査の実施
- 9) 国産米の販売促進の実施
- 10) プロジェクトアプローチのガイドラインとして取りまとめ

7 成果品等

- (1) 業務計画書（共通仕様書の規定に基づく）（2014年2月中旬）
- (2) ワーク・プラン（原案）（2014年4月上旬）
- (3) プロジェクト業務進捗報告書1（2015年3月下旬）
- (4) プロジェクト業務進捗報告書2（2016年3月下旬）
- (5) プロジェクト業務進捗報告書3（2017年3月下旬）
- (6) プロジェクト業務進捗報告書4（2018年3月下旬）
- (7) プロジェクト業務完了報告書（2018年12月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) チーフアドバイザー/バリューチェーン(1)（評価対象予定者）
- (2) 農民組織化/クレジット管理（評価対象予定者）
- (3) 稲栽培技術（評価対象予定者）
- (4) 灌漑/水管理
- (5) 業務調整/バリューチェーン（2）

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 2013年8月に詳細計画策定調査実施済み
- (3) JICA研究所と協力し、インパクト評価を実施予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。